平成２６年（フ）第１９８９号
大阪府箕面市粟生外院３丁目15番30―310号
債務者　小安土昇平
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９０号
大阪府箕面市粟生外院３丁目15番30―310号
債務者　小安土優子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０号
北海道標津郡中標津町東１条南７丁目１番地
１　リラッサタウンＡ
債務者　廣田　　修
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３１９号
東京都町田市旭町１丁目22番20号旭グリーンヒルズＣ―102
債務者　松下　俊介
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５７号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平652番地
破産者　株式会社薬のあおい
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４４号
青森県八戸市諏訪３丁目４番14号
破産者　有限会社カーパーツ八戸
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
京都府舞鶴市字森155番地
破産者　株式会社近畿
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県高砂市中筋４丁目５番10号
破産者　株式会社中塚綜合建材社
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８１号
兵庫県姫路市飾東町山崎1283番地
破産者　有限会社ハヤマ商会
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９８号
金沢市疋田１丁目416、商業登記簿上の本店所在地金沢市田上本町リ223番地
破産者　北陸外断熱工事株式会社
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７０号
三重県伊勢市岩渕１丁目11番３号
破産者　松本　　淳
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１０４０号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目14―２―502
破産者　栗原　博幸
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６３号
東京都江戸川区篠崎町５丁目14―６、開始決定時の住所東京都江東区亀戸４丁目11―６―603
破産者　北林　伸夫
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４６１号
東京都大田区上池台３丁目42―４
破産者　岩越　達也
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６７号
東京都新宿区高田馬場４丁目19―13　秋山宅102、開始決定時の住所東京都新宿区西早稲田３丁目20―15　メゾンドオギ３―301
破産者　岡崎　　徹
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１４７号
東京都江東区豊洲５丁目５―１―1705
破産者　穂坂　哲男
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１６７号
東京都江戸川区本一色２丁目17―２　アリスⅡ306
破産者　新橋　　忍
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８１号
東京都江東区亀戸９丁目19―20―1304
破産者　山本　大輔
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部